

教育民生委員協議会記録

開会年月日	平成30年8月27日
開会時刻	午後1時20分
閉会時刻	午後1時52分
出席委員名	◎中山裕司 ○福井輝夫 宮崎 誠 久保 真
	楠木宏彦 辻 孝記 品川幸久 藤原清史
	浜口和久
	西山 則夫 議長
欠席委員名	なし
署名者	なし
担当書記	野村格也
協議案件	1 保健福祉拠点施設の整備について
	2 公共施設マネジメントについて
	3 第1次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョンの現時点における総括について
	4 伊勢市部活動ガイドライン及び部活動指導員について《報告案件》
	5 所管事業の平成30年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について
説明者	健康福祉部長、健康福祉部次長、福祉総務課長
	情報戦略局長、情報戦略局参事、情報調査室長
	教育長、事務部長、学校教育部長、学校教育課長、 学校教育課副参事
	その他関係参与

協議経過

中山委員長が開会を宣言し、会議成立宣言後、直ちに会議に入り、「保健福祉拠点施設の整備について」外3件を協議した。

次に、「所管事業の平成30年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について」を議題とし、協議の結果、今年度も5事業程度を選定し、当局から報告を受けることで決定し、協議会を閉会した。

なお、詳細は次のとおり。

開会 午後1時20分

◎中山裕司委員長

引き続きまして、教育民生委員協議会を開会をいたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立をいたしております。

本日御協議願います案件は、お手元に配布の案件一覧のとおりであります。

議事の進め方につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

それでは、はじめに「保健福祉拠点施設の整備について」を御協議願います。

当局からの説明をお願いをいたします。

教育長。

●北村教育長

本日は、お忙しいところ、教育民生委員会に引き続き、教育民生委員協議会をお開きいただきましてありがとうございます。

本日御協議いただきます案件は、「保健福祉拠点施設の整備について」外全部で4件でございます。

それでは協議案件の順番に従いまして、所管課から御説明いたしますので、よろしく御協議のほどお願いいたします。

【保健福祉拠点施設の整備について】

◎中山裕司委員長

福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

それでは、「保健福祉拠点施設の整備について」、御説明申し上げます。資料1を御高覧願います。

まず、「1. 基本合意について」でございます。

伊勢市駅前B地区第一種市街地再開発事業につきましては、平成30年7月17日付けで県知事による事業認可がなされ、今後、施行者による実施設計業務やテナントの公募が行われると伺っております。本市としましては、当該施設のフロアに保健福祉拠点施設を整備するため、施行者が行う入居者の公募開始を確認した後、賃貸借により入居することなど基本的事項について約定した基本合意を交わしたいと考えております。

なお、基本合意の内容につきましては、去る7月6日の教育民生委員会の開会前に配付させていただいた基本合意書（案）のとおりでございます。

次に、「2. 基本協定締結に向けた準備」でございます。

基本合意につきましては、賃貸借に関する基本的事項の記載にとどめておりますが、今後、基本協定を締結したいと考えております。それに向けて、賃料等詳細な入居条件につきまして、基本合意書に基づき、施行者との協議により決定していくこととなりますが、不動産鑑定士やコンサルタント等外部の専門家の意見を聞き、精査した上で決定をしたいと考えております。

つきましては、不動産鑑定評価やコンサルティング業務を委託するための必要な費用について、9月定例会に補正予算として計上したいと考えております。

なお、基本協定に係る諸条件につきましては、その都度市議会にお示しし、御協議いただいた上で、決定してまいりたいと考えております。

次に、「3. 今後のスケジュール」でございます。

9月定例会において補正予算をお認めいただきましたならば、不動産鑑定士やコンサルタントの意見を聞きながら、賃料等諸条件について施行者と協議を行ってまいりたいと考えております。施行者においては、今年度、実施設計業務、権利変換手続を行った後、平成31年6月頃から本体建物の工事に着手する予定と伺っており、着工前までには、施行者と基本協定を締結したいと考えております。その後は2年近くの工期を経て、平成33年3月に竣工、4月からの供用開始を予定しております。

以上、「保健福祉拠点施設の整備について」、御説明申し上げます。

よろしくご協議賜りますようお願い申し上げます。

◎中山裕司委員長

はいどうも。ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、御発言はございませんか。

辻委員。

●辻孝記委員

少しお尋ねしたいと思えます。

先だって7月6日に基本合意書の案をですね、提出していただきました。見せていただきまして、大体の事はわかるんですけども、ちょっと不安がよぎっている部分がございます。今後協定書等が結ばれるということになっておりますけれども、その前に少し確認ですが、例えばこのまちなか株式会社がですね、どうなっていくのか。20年先のこと、その後の継続した後のことも含めてですけども、その辺の経営者というか会社自体が変わっていく場合、例えば売却されるとか、名義が変わってしまうとか、そういうことが起こ

り得た時にですね、どのようなことを考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

◎中山裕司委員長

福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

今回の基本合意につきましては、基本的に市が3フロアを賃貸借することで整備を進めていきたい、本当に基本的なことを謳っておるわけでございます。いろいろ危惧されることもあろうかと思うんですけども、そういったことにつきましてもですね、次の基本協定の中でですね、しっかり謳っていききたいと、またそれは先ほども申し上げましたけれども、コンサルタントあるいは弁護士さんの意見も聞きながらですね、しっかりとそのへん謳っていききたいと考えております。

以上でございます。

◎中山裕司委員長

辻委員。

●辻孝記委員

もう1点だけ。例えば、反社会的団体とかですね、そういったところがですね、このビルに入ってきた場合とかですね。そういうことはないと思いますけども、そういうことがないように協定書を結ぶ時にはですね、配慮していただきたいなというふうに思います。公の施設が入ってく以上ですね、その辺の市民からの不安を払拭する必要があると思いますので、それだけは確実にやっていただきたいと思いますが、その辺どうでしょうか。

◎中山裕司委員長

福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

やはり、行政が入っていく施設ということでございますので、その上で法的なものを整備しながらですね、そういうことがないようにですね、協定の中でしっかりまいていききたいと、このように考えております。

●辻孝記委員

結構です。

◎中山裕司委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

ほかの説明に対する質問もないようでございますので、発言はこれで終わります。

本件につきましては、この程度で終わりたいと思いますが御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

はい。御異議なしと認めます。

【公共施設マネジメントについて】

◎中山裕司委員長

次に、「公共施設マネジメントについて」を御協議願います。

当局からの説明を願います。

情報調査室長。

○杉原情報調査室長

それでは、「公共施設マネジメント」につきまして、御説明申し上げます。

本日は、施設類型別計画のパブリックコメント実施の結果と、公共施設等総合管理計画の改訂について、御説明申し上げます。

資料2-1をごらんください。

最初に、1の伊勢市施設類型別計画のパブリックコメント実施の結果でございます。パブリックコメントの実施につきましては、6月8日の全員協議会で御説明申し上げましたが、エの意見募集の期間のとおり、6月20日から7月20日までの間に実施しましたところ、オの意見募集の結果のとおり、5件の意見がございまして、その内容は、窓口提出が4件、電子メールが1件でございました。

寄せられた意見としましては、カの意見内容及び市の考え方でございますが、一つ目としましては、「大仏山公園、ラブリバー公園でキャンプができるようにしてもらいたいです。キャンプ場は、今の施設を利用し、1,000円程度の利用料金を徴収し、環境整備費に当てて欲しい」という内容のものでございました。この意見に対する市の考えとしましては、「お寄せいただいたご意見に関しては、今後の公共施設マネジメントの取組を推進する上での参考とさせていただきます」ことといたしました。なお、回答には、大仏山公園については、キャンプ場がある旨を付け加えております。

次に、2ページをお願いいたします。

二つ目から五つ目の意見につきましては、いずれも市民活動センターに係るものでございまして、利用者4名の方からいただいたもので、意見の内容については、「市民活動センターがハートプラザみそのへ移転すると、交通の便が悪く、現在の活動ができなくなる。また、説明会を開催すべきである」という内容のものでございました。市の考えとしましては、「いせ市民活動センターについては、市民活動支援機能を社会福祉協議会のボランティア支援機能とより連携できるよう、ハートプラザみそのへ機能移転し、郷土資料の展示と郷土芸能の振興施設として転用することを具体的な将来の管理方針として掲げ、この管理方針を定める際には、「交通手段を持たない人が、立ち寄りにくい」という課題を認識しており、今後、計画を進めるに当たっては、市民の皆様と十分な協議を重ねるとともに、交通政策との連携に努め、また、今後、市民の生活交通の現状や、移動ニーズ、

現在の利用状況や改善要望等を調査し、高齢者等が安心して移動できるよう、地域公共交通の再編を進めていくので、いただいた意見については、参考とさせていただく」とことといたしました。

以上が、今回、いただいた意見及び意見に対する市の考えでございまして、パブリックコメントによる計画（案）の修正につきましては、キに記載のとおり、なかったものでございます。

以上が、施設類型別計画（案）に係るパブリックコメントの実施の結果でございます。次に、3ページをお願いいたします。

2の伊勢市公共施設等総合管理計画の改訂につきまして、御説明いたします。これは、公共施設等総合管理計画で規定しております、公共施設等の管理に関する基本的な考え方の中に、ユニバーサルデザイン化の推進方針を追加しようとするものでございます。公共施設等総合管理計画につきましては、総務省の通知等に基づいて定めているものでございますが、本年2月に総務省からユニバーサルデザイン化の推進方針を記載するよう通知がありましたことから、改訂を行うものでございます。また、6月8日の全員協議会でも御意見をいただいたものでございます。

恐れ入りますが、資料2-2をあわせてごらんいただきますよう、お願いいたします。

これは、今回の改訂に係る部分としまして、公共施設等総合管理計画の26ページから28ページを抜粋したものでございます。1枚めくっていただきまして、計画書の下に書いてありますが、27ページになりますが、中段に、(2)施設の更新、統合、廃止等に係る実施方針として、①から次の28ページ上段の③まで記載がございまして、その後、④ユニバーサルデザイン化の推進方針としまして、「公共施設等の改修や、更新等を行う際には、市民ニーズや、関係法令等におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、誰もが利用しやすいようユニバーサルデザインへの対応に努めます」を追加するものでございます。

なお、ユニバーサルデザイン化の具体的な内容につきましては、個々の施設の計画の中で、施設の規模や、市民ニーズ等を見ながら、対応していきたいと考えております。

以上が、公共施設等総合管理計画の改訂の内容でございます。

今後は、ただいま御説明いたしました公共施設等総合管理計画の改訂と、施設類型別計画の策定を行い、公共施設マネジメントの取り組みを進めてまいります。

なお、当面は2024年度までの第I期の計画について、取り組みを進めながら、公共施設マネジメントの進捗管理を図ってまいりたいと考えております。

以上、「公共施設マネジメントについて」、御説明申し上げます。

御協議を賜りますよう、お願いいたします。

◎中山裕司委員長

はいどうも、ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

御発言もないようでございますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【第1次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョンの現時点における総括について】

◎中山裕司委員長

次に、「第1次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョンの現時点における総括について」を御協議願います。

当局から説明願います。

情報戦略局参事。

○辻情報戦略局参事

それでは、「第1次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョンの現時点における総括について」御説明を申し上げます。

資料3-1をごらん下さい。

これは、「1 取組事項の検証」に記載のとおり、本市を中心市とした生活圏や経済圏をともしする鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、明和町の3市5町で形成する伊勢志摩定住自立圏について、圏域が目指す将来像等の実現に必要な具体的な取り組みを示した伊勢志摩定住自立圏共生ビジョンの計画期間が今年度で終了となりますが、引き続き圏域の課題に対応していくため第2次共生ビジョンを策定するに当たり、これまでの取り組みを検証し、7月末日現在における総括を行いましたので、その結果を御報告するものでございます。

伊勢志摩定住自立圏構想に係る経緯につきましては、「2 これまでの経緯」に記載のとおりでございます。

取り組み状況を御説明いたしますので、「3 各取組の目標値達成状況等について」をごらん下さい。

共生ビジョンでは、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化の3つの視点に立ち、7つの政策分野、15の施策において、各市町と連携を図り、30の取り組み事項を進めてまいりました。

2ページをごらん下さい。各取り組みには成果指標及び目標値を設定しており、現時点の状況から、目標達成状況を達成済み、達成見込み、一部達成見込み、未達成の見込みの4区分から判断をしております。上段の表のとおり、30件の取り組み事項中、76.6%に当たる23件が目標値達成済み、または達成見込み、2件が一部達成見込み、5件が未達成の見込みとなっております。具体的な取り組み事項については、2ページから3ページにかけての表に記載のとおりでございます。このうち、教育民生委員協議会関係分は、(1) 休日・夜間応急診療所の維持運営から、(6) ファミリーサポートセンターの利用促進、また(23) 地産地消の推進、地場製品のPRの一部、(26) 図書館サービスの新たな仕組み構築、(29) 教職員研修講座の実施及び(30) 青少年健全育成の合同研修会の開催の10件でございます。

各取り組み事項の目標値達成状況につきましては、(1) 休日・夜間応急診療所の維持運営ほか7件が達成見込みで、(26) 図書館サービスの新たな仕組み構築が一部達成見込み、また(6) ファミリーサポートセンターの利用促進と(29) 教職員研修講座の実施の

2件が未達成の見込みとなっております。

取り組み事項の詳細内容につきましては、資料3-2に記載いたしておりますので、後ほど御高覧賜りますようお願いを申し上げます。なお、全ての取り組み事項について、次期共生ビジョンへ、継続することとしております。

それでは、取り組みの主な成果について、御説明いたしますので、4ページをごらんください。

教育民生委員協議会関係分といたしまして、ア、生活機能の強化に係る政策分野の（ア）医療・福祉では、救急医療体制の整備や子育て環境の充実など地域福祉サービスの相互補完を進め、安心して暮らしていけるための環境を整備することができました。また、平成29年度からは圏域内での円滑な連携を推進するため、在宅医療・介護連携について必要な体制整備を進めています。イ、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野の（イ）地域の生産者、消費者等の連携による地産地消については、平成29年度から学校給食における地産地消の取り組みを行っており、各市町の地域食材を使用した給食メニューのレシピを紹介する伊勢志摩給食だよりを発刊し、学校給食を通じた家庭における地産地消を推進いたしました。（エ）その他の取り組みといたしまして、圏域の図書館サービスについて連携し、他市町の図書館においても蔵書が借りられる仕組みを構築することができました。

5ページをごらんください。また、ウ、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野では、（ア）人材育成において、教職員の能力向上について、各市町の実情に応じた人材育成に係る取り組みを連携して進め、共通する課題への対応やノウハウを共有することができました。次に、（2）の圏域人口についてでございますが、共生ビジョンを策定いたしました平成26年度から平成29年度に係る状況につきましては、表に記載のとおり、毎年約1%減少しており、厳しい状況が続いております。そのうち、社会増減、転入人口と転出人口の差につきましては、転出超過が続いており、平成28年に一度減り幅が減少したものの、平成29年には以前の水準に戻り、定住自立圏構想の目標である地方圏への人の流れの創出、人口流出防止を推進している状況には至っていないところでございます。

こうした状況を踏まえたうえでの今後の方向性につきまして、御説明申し上げますので、6ページをごらん願います。共生ビジョンの各取り組みにつきましては、おおむね目標値を達成する見込みです。しかしながら、圏域人口の減少は進んでおり、圏域を取り巻く課題も継続していることから、平成31年度以降につきましても、第2次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョンを策定し、連携市町と取り組みの推進を一層図ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

御協議の程、よろしくお願い申し上げます。

◎中山裕司委員長

どうもありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

御発言もないようでございますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【伊勢市部活動ガイドライン及び部活動指導員について《報告案件》】

◎中山裕司委員長

続きまして、報告案件に入ります。

「伊勢市部活動ガイドライン及び部活動指導員について」の報告をお願いいたします。
学校教育課副参事。

○大島学校教育課副参事

それでは「伊勢市部活動ガイドライン及び部活動指導員について」御説明させていただきます。

まず、「伊勢市部活動ガイドライン」について御説明させていただきます。

資料4を御高覧ください。

スポーツ庁、運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインと、三重県教育委員会、三重県部活動ガイドラインの策定を受け、今年度、伊勢市部活動ガイドライン検討会を立ち上げました。5月から8月にかけて検討を行い、現在「伊勢市部活動ガイドライン」の案を作成しております。内容につきましては、学校教育活動としての部活動の役割として、部活動の意義・目的及び部活動の位置づけ、部活動の現状と課題を記載する予定でございます。

また、適切な部活動の運営を目指した指導のあり方として、適切な部活動計画の作成と共通理解、適切な部活動の実施に向けて、部活動への支援ということで作成を進めております。この中の適切な部活動の実施に向けてでは、休養日・活動時間を設定し、休養日については一週間のうち平日1日と、土日のどちらか1日の計2日を休養日とすること、活動時間については平日2時間程度、休日4時間以内とすることを考えております。また、熱中症の予防の観点からも、暑さ指数31度を越えた場合には活動を中止することを盛り込むなど、部活動の安全対策についても考えております。

続きまして、部活動への支援のための具体的方策として、6月議会でお認めいただきました部活動指導員の運用を10月より進めてまいりたいと考えております。

裏面が部活動指導員の運用の概略でございます。

3の「任用」につきましては、教育現場にふさわしい人格と見識を持っている等、適格性を有すると認められるもののうち、(1)部活動指導等の経験を有する者、(2)競技等における専門的指導のできる者、(3)部活動の管理運営の補助のできる者のいずれかに該当する者を伊勢市教育委員会が任用します。

「職務」については5に記載のとおりです。10月からの配置に向けて募集を行い、採用の後、中学校に1名の配置をしたいと考えております。

御協議のほど、よろしくお願いいたします。

◎中山裕司委員長

本件につきましては、報告案件でございますが、特に御発言ありますか。

楠木宏彦委員。

●楠木宏彦委員

どうも御報告ありがとうございます。

まず、今回このガイドラインを作るにあたって、スポーツ庁とそれから県のガイドラインが作られて、それに基づいて議論していただいているんだと思いますけれども、このスポーツ庁のガイドラインにつきまして、生徒の自主的・自発的なものであるはずの部活動が強制されている学校があることについてしっかりと書き込むようにと、日本部活動学会から提案があったんですね。そのことについて、やや不十分な部分があるんじゃないかと思うんですが、県のガイドラインを見ましても、不十分な部分があるんだと思います。

3月議会で私質問させていただいた時に、市内でですね、二つの学校が任意加入、九つの学校で全員加入と、いわば強制されているという状況なんですけれども、この点の改善について是非検討していただきたいと思うんですけれども、今検討の途中だと思うんですけれども、どのような状況でしょうか。

◎中山裕司委員長

学校教育課副参事。

○大島学校教育課副参事

この、部活動ガイドラインの策定にあたりましては、子どもたちの心身ともに健全な育成を目指す部活動になるようにということを考えております。学校教育活動の一つとして教育的異議も考えながら、部活動の指導を行っていく、そして、子ども達のゆとりのある生活も確保しながら行っていく、その心身ともに健全な子どもたちの育成という部分に注目をして、作成をしております。現在も自主的な活動という意味でいいますと、任意加入としている学校もございまして、そのようなところで学校のほうで考えていっているところでございます。以上です。

◎中山裕司委員長

楠木宏彦委員。

●楠木宏彦委員

この自主的な活動ということについてですね、教育課程にもそういうふうにかかれておるわけで、部活動運営そのものに関しましてもですね、こういう観点、非常に大事だと思いますので、その点についてもですね、十分に議論を尽くしていただきたいなと思います。

次に、今後このガイドラインに基づいて各学校でもそれぞれの学校でですね、ガイドラインが作られていくんだと思うんですけれども、各学校でそのことに、とりわけ休養日の設定ですね、平成9年に調査研究協力者会議から提案された週休2日ということについて、十分に提示されなかったと。今回もその二の舞になってはいけませんので、その辺本

当に実効性があるようにですね、各学校でそういう面で合意、共通認識を作っていくことが必要だと思うんですけども、今この伊勢市のガイドラインを作っていく過程で、今後できてからその先の学校での議論、そのことに関しましてどのように考えていただいていますでしょうか。

◎中山裕司委員長
学校教育課副参事。

○大島学校教育課副参事

このガイドラインが策定された後には、10月上旬に各校へのガイドラインの周知を目的としました研修会を予定しております。また、この休養日に関しましても、このガイドラインの中で学校長のリーダーシップのもと、活動計画については学校長の承認を得ながら計画を立てていくというふうに定められておまして、学校長へのこのガイドラインの考え方の周知も含めまして、進めてまいりたいと考えております。以上です。

◎中山裕司委員長
楠木宏彦委員。

●楠木宏彦委員

そうなんですけども、各学校です、それぞれの先生方が議論を尽くして、それぞれの先生方が納得していただけるような、そういう議論をですね、徹底的にやっていただく必要があるかと思うんですね。やはりこう、絵に描いた餅にならないようにですね、その辺本当に実効性のある形で進めていっていただきたいと思います。ありがとうございます。

◎中山裕司委員長
ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長
ほかにはないようでございますので、本件につきましてはこの程度で終わっておきたいと思えます。

【所管事業の平成30年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について】

◎中山裕司委員長

次に、「所管事業の平成30年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について」を御協議願います。

本件につきましては、主要な事業につきまして、常任委員会別に執行機関から、事業の進捗状況や予算の執行状況等について例年報告を受けております。

昨年度は、改選年度でありましたために、8月22日に実施し、6事業について報告を

いただいております。過去の選定事業につきましては、資料5-1「年度別選定事業表」のとおりでございます。今年度も5事業程度を選定し、12月定例会までに実施することとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

今後の進め方でございますが、委員の皆様から、報告の対象としたい事業がありましたら、9月3日月曜日までに正副委員長、または事務局の担当書記へ御連絡を願いたいと思います。

参考として資料5-2「平成30年度歳出予算款別説明表」を配布させていただいておりますので。この資料は、当初予算資料の教育民生委員会所管事業一覧のうち、正副委員長で相談し、あらかじめ13事業を選定したものでございます。

委員から希望された事業等、正副委員長において5事業程度を選定し、9月定例会中の常任委員会で決定したいと思います。あわせて、閉会中の継続調査の申し出も決定したいと思います。

この件について、委員の皆様から何か御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

御発言もないようでございますので、本件につきましては、5事業程度を調査することとし、当局から報告をいただく事業の選定については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

以上で、本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして、教育民生委員協議会を閉会いたします。

どうも御苦勞さんでございました。

閉会 午後1時52分